

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業） 事業者団体向け 解説資料

はじめに：本解説資料について

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）（以下、「個別規範」という。）は、農林水産業・食品産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

事業者団体向けの個別規範に示す各取組事項については、小規模な事業者では安全対策や事故発生時に備えた措置を講じるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられることから、各事業者団体の役割や能力に応じ、構成員に必要な助言や支援を講じていただくために期待される取組を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を補足するものですので、個別規範の活用にあたり、必要に応じご参照ください。

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。

1-① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。

【取組の必要性等】

作業事故防止のためには、業界が一丸となり安全意識を高めていくことが重要です。そのため、団体から構成員へ安全意識の向上のための働きかけを行うことは必要です。

【具体的な取組内容等】

作業事故防止に向けたスローガンを掲げる等の団体独自の活動を実施するほか、行政機関等が作成したパンフレット等の啓発資材の紹介や、構成員を参集する会議等における専門家の講演等を実施しましょう。また、全国安全週間（毎年7月開催）等のキャンペーンにも取り組みましょう。

1-② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

【取組の必要性等】

事業者団体として安全に対する最新の知見や情報を積極的に収集し、構成員へ提供することは、構成員の安全意識を向上させるうえで重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関や安全衛生団体等のホームページや情報誌等に掲載された安全対策に関する最新の知見や優良事例等を構成員に提供しましょう。

1-③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。

【取組の必要性等】

安全対策に関する研修・教育等を受けることは、安全に作業を行うために必要なことです。事業者団体が安全対策に関する研修の実施や外部の研修の紹介を行うことで、構成員が自ら実施することが困難な場合でも、効率的に安全対策を講じていくことができます。

【具体的な取組内容等】

構成員を参集する会議等において外部専門家による安全に関する講演等を実施したり、行政機関、安全衛生団体等が実施するセミナー等の情報を構成員に周知しまし

よう。

(参考)

【中小規模事業場安全衛生サポート事業（中央労働災害防止協会実施）】

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。（対象：原則として労働者が概ね 100 人未満の製造業、第 3 次産業及び鉱業の業種で、労災保険適用の事業場）

1-④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。

【取組の必要性等】

構成員が共同で利用する事業場等を管理している場合、事業者団体が中心となって安全対策を講じることが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が共同利用する事業場を管理している場合、作業安全上の危険箇所を確認し、把握した危険箇所については、必要に応じて改善・整備を行い、安全に作業できる環境づくりに努めましょう。

1-⑤ 構成員の安全に配慮された資機材の導入・更新に対し助言や支援を行う。

【取組の必要性等】

資機材等を適切な知識や技能を持って安全に使用することに加えて、導入・更新する際にあらかじめ作業事故が発生するリスクの少ない資機材を選択することも重要です。事業者団体としても安全な資機材等の最新情報を収集し、構成員が資機材を導入・更新する際に安全面からも検討できるよう助言や支援を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

食品加工用機械等の安全性に関する情報、作業の安全性を高める用具・防具の情報のほか、これらの導入に際して活用できる行政機関、安全衛生団体の情報を構成員に提供しましょう。

1-⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。

【取組の必要性等】

事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集は作業事故の防止対策を図るうえで貴重な情

報となります。構成員が安全対策に活かせるよう、事故事例やヒヤリ・ハット事例の情報を集め、そこから根本的な原因を分析し、再発防止策について構成員に周知していくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関、安全衛生団体等が公表している労働災害データ、ヒヤリ・ハット事例、事故原因の分析結果等を構成員へ周知しましょう。

また、必要に応じ、構成員において生じている事故事例やヒヤリ・ハット事例の傾向を把握し、構成員に周知しましょう。

1-⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。

【取組の必要性等】

作業事故の種類・原因の傾向は、事業内容・作業内容等に関連するため、業種により異なります。このため、作業事故に係る業種の特徴を踏まえた、作業安全に係るガイドライン等の作成又は、既存のガイドラインの活用により、構成員へ周知することは重要です。

【具体的な取組内容等】

食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン（厚生労働省）、食品包装機械の労働災害防止対策のガイドライン（厚生労働省）のほか、行政機関や安全衛生団体が作成した作業事故防止のための効果的な措置を示した各種資料について構成員に情報提供を行いましょ。また、必要であれば、構成員の作業事故の傾向、安全対策の水準等を踏まえ、構成員向けの作業安全に係るガイドラインを作成し周知しましょ。

1-⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。

【取組の必要性等】

構成員が安全対策について、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えておくことは重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員から安全対策についての相談があった場合に、行政機関や安全衛生団体等の教育教材、啓発資料等や、支援措置等を紹介できる体制を整備しましょ。

1-⑨ 効果的な作業安全対策を講じるため関係機関等との連携を図る。

【取組の必要性等】

作業安全に係る関係機関と連携し、安全対策を講じていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員の作業安全に係るニーズを踏まえ、日頃から、関係行政機関や安全衛生団体に問い合わせたり、相談することにより、必要な情報を円滑に入手・提供できる環境を作りましょう。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

2-① 労災保険等の補償措置の確保を支援する。

【取組の必要性等】

労働者（パートタイマー等を含む）を1人でも雇用する事業者は、従業員が安心して働けるように、万一の場合は、従業員および家族に対し、一定の補償を行える労災保険に加入させる義務があります。

また、従業員と同じような作業について作業事故の危険にさらされている家族従事者などに対しても、労災保険への特別加入や任意保険へ加入させることが望まれます。

【具体的な取組内容等】

構成員に対し、労災保険の加入を徹底するほか、事業主や家族従事者の労災保険特別加入や民間保険・共済加入を推奨しましょう。

2-② 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。

【取組の必要性等】

構成員に対し、事故発生時に備えた取組を行うために必要な助言や支援を行うことが必要です

【具体的な取組内容等】

構成員が事故発生時の事業継続のために準備を行うよう促すほか、準備に当たっての必要な助言や支援を行いましょ